

茨木市高齢者活動支援センターシニアプラザいばらき 管理運営事業計画書

○事業計画書の枠、文字サイズ、行間は必要に応じて、変更しても構いませんが、1 設問に対して 1 ページ以内に収めてください。

○写真等、補足事項については、別紙参照とし、こちらの事業計画書には要点を絞り、記載してください。

○当事業計画書に記載された内容は、原則として仕様書に規定されたものとみなします。

（指定後に、市との協議により実施を取りやめることになる場合は、その限りではありません。）

○選定された場合、当事業計画書は、法人の経営状況に係る情報を除き、公表します。

1. 管理運営の基本方針と意欲

【1-1】管理運営の基本方針

施設の性格、設置目的、業務内容、市の施策を踏まえ、管理運営業務を行っていく総合的な方針について記載してください。

「シニアネットワークいばらき」（以下、「シニアネット」）は、市が高齢者施策のあり方について諮問を行った高齢者施策推進分科会専門部会が提言した「高齢者の居場所と出番」を創出することを体現するため、これまで茨木市内で高齢者事業に取り組んできた 4 団体が、蓄積してきたスキルとノウハウを協働し、相乗効果を発揮するために組織されました。シニアネットが目指す「高齢者活動支援センターシニアプラザいばらき（以下、「シニアプラザ」）の施設運営の私達の基本的考え方（コンセプト）は、高齢者自身による施設と事業の運営であり、高齢者の三大ニーズである①健康・福祉ニーズ、②就労ニーズ、③社会参加ニーズの要請に応えることの出来る施設として事業運営に取り組みます。

- シニアプラザの将来像は、安心して暮らし続けることが出来る地域共生社会の実現を目指すことにあり、①高齢者活動のコンサルタント機能を有する中間支援施設としての役割、②高齢者の新たな介護予防拠点、③高齢者の生涯学習拠点、④高齢者の「居場所機能」の充実などの機能や役割が、後述する多様な事業展開によって実現できる施設としての運営を目指します。
- シニアプラザの運営コンセプトは、高齢者自身の参画によって運営される施設であるということです。シニアプラザの運営そのものが「高齢者の出番」を創出するものであり、様々な事業を通じて、高齢者自身が参画し、社会参画の気運と経験を蓄積することを目的としています。
- 私たちは、老人クラブなど的高齢者自身が施設や事業の運営をすることによって、単にインプットとアウトプットの効果だけでなく、地域の老人クラブ活動が活性化し、地区福祉委員会活動が充実することを目指しており、このアウトカムこそが、私達が施設運営を行う最大のメリットであり、効果指標でもあると考えています。
- 私たち 4 団体のうち、老人クラブや社会福祉協議会は小学校区や生活圏域の中に単位組織を持っています。このことは、今後のシニアプラザの事業が、地域自治の活性化にダイレクトに効果を及ぼすことが実現できる可能性があるということです。単にシニアプラザを管理運営するという事にとどまらず、様々な地域課題の解決に向けた「市民参加」「新たな公」という課題に対して、シニアプラザの運営を通じて貢献したいと考えています。
- シニアプラザの運営にあたっては、協働する 4 団体の独自性を発揮することを基本に、高齢者活動の支援と、高齢者活動が醸成される基盤作りという両面を意識しながら、老人クラブや福祉委員会などのコミュニティ型組織とシニアカレッジなどの NPO に代表されるアソシエーション型組織の「繋ぎ手」であり、「プラットフォーム」でありたいと願っていますし、施設の運営がそのモデル事例として具現化することを目指しています。
- 私たちは、公的施設の社会的役割を認識し、高齢者活動支援センター条例で示された、「管理基準」「事業内容」及び「秘密保持義務」等を遵守することと合わせて、施行規則に規定された各種事業報告の提出等についても遵守した運営を徹底します。
- そのためにシニアネットは、公的施設の管理を行う上で、5 つの基本的なスタンスを表明します。

【5 つの基本姿勢】

- ①公的施設として公共の利益を優先し、利用において公正・平等に運営を行います。
 - ②運営にあたって一層の透明性を高め、組織コンプライアンスを明確にします。
 - ③受託共同体としての社会的責任を踏まえ、社会課題と真正面から向き合うと同時に、人権意識が豊かな施設運営を目指します。
 - ④創意工夫を凝らし、PDCA サイクルを基本とした自己改革に絶えず取り組みます。
 - ⑤環境配慮商品の使用など、エコ・オフィスの実現に取り組みます。
8. これまでの 9 年間の活動実績と成果と課題を踏まえて、4 団体の総合力と人的資源を更に活かして各種事業に取り組めます。
9. 感染症防止のため職員・事業担当スタッフ及び利用者の検温・体調確認・換気などの諸対策を継続します。

【1-2】管理運営を行う意欲

指定管理者に応募する動機、施設の効用を最大限に発揮させる意欲について記載してください。

私達はシニアプラザを通じて高齢者活動を支えるだけでなく、多様な事業を展開する中で茨木市における地域社会全体が発展することを願っています。そのために高齢者団体はもとより、NPO、大学、企業、行政などまちを構成するそれぞれのセクターをつなぐ幅広いネットワークを構築し、その橋渡しをしたいと考えています。

このようなことが可能なのが4団体で組織した、このシニアネットワークなのです。そのつながりのなかで、各セクターが参画できる事業を提案し、更にネットワークを広げる事業展開を目指します。そのことがさらに他の高齢者や市民の参加を促し、それぞれの力を2倍3倍にと広げていくと確信しています。

シニアネットは、多様な課題を抱えるこの地域に、多様な人々が互いに力を出し合い、支え合い、安心して暮らしていける社会をつくるためのプラットフォームをシニアプラザの運営を通じて実現したいと思っています。市民、とりわけ高齢者が主役のまちづくりに欠かさない場所、それがシニアプラザなのです。そんな施設運営の意欲について「4つのテーマ」にとりまとめました。

1. であう（プラットフォーム）

- ①様々な高齢者の出会いを創ります。
- ②講習会やイベント等の開催により、高齢者と地域活動や市民活動の出会いを促進します。
- ③使いやすい施設運営を心がけ、高齢者が協働して施設運営を実現します。
- ④広報誌やホームページ等を通じて、新しい高齢者活動を発信します。

2. つなぐ（コーディネート）

- ①老人クラブ活動を通じて高齢者と地域活動をつなぎます。
- ②高齢者の意欲とニーズを、新しい社会参画の仕組みにつなぎます。
- ③地域課題と高齢者活動をつなぎます。
- ④既存の団体とNPOなどの市民活動をつなぎます。（コミュニティ型組織とアソシエーション型組織の連携）

3. ささえる（サポート）

- ①地域課題に取り組む実践を通じて地域リーダーを養成する事業を実施します。
- ②マネジメント支援や各種基金の紹介など、高齢者による市民活動の運営支援を行います。
- ③高齢者人材バンクを組織し、講師の派遣や運営の手引きをする人材を派遣します。
- ④元気な高齢者や団塊の世代の社会参加を促進します。

4. 創る（オーガニゼーション）

- ①市民（高齢者）と行政の新しい協働の枠組みを提案します。
- ②高齢者活動を通じた自治の問題解決能力を高める仕組みづくりを創造します。
- ③自助・共助・公助の枠組みを思考し、「新たな公」の創造を行います。
- ④「してもらう」から「やっぺいこう」への意識改革を創造します。

私たちはシニアプラザの活動を通じて、市民一人ひとりの「力」や「思い」を形にしたいと願っています。様々な世代の皆さんが「地域に役立ちたい」「自分の能力を活かしたい」とする思いを大切にしながら、その「希望」「志」を支えて、地域が持つ自治能力の活性化と市民（高齢者）の自己実現の機会を提供したいと考えています。シニアプラザはそんな新しい高齢者活動の拠点であり、誰もが主人公として生き生きと暮らせる地域づくりを支えるセンターなのです。

私たちは大切な施設を運営する「志」を5つの基本理念として明確にします。

- ①高齢者の「夢」と「思い」を大切に、第2の人生における自己実現の機会を提供します。
- ②行動する高齢者組織・団体の「志」を大切に、参画できる仕組みづくりを提供します。
- ③つながることの「温かさ」を大切に、高齢者が出会える仕組みを創り上げます。
- ④役に立つことの「すがすがしさ」を大切に、地域課題と結びつける仕組みを創ります。
- ⑤支援を必要とする高齢者を支えることの出来る、高齢者施設であり続けます。

特に、この9年間の活動における課題の取組みに注力していきます。

- ①地域活動リーダーの養成…地域の様々な活動における担い手の発掘・養成の仕組みづくりを実践、継続していきます。
- ②老人クラブの組織拡大…単老クラブの増設及び加入会員の促進に、新たな取組みをしていきます。
- ③構成4団体の連携の深耕…人的資源を最大限に活かして有機的な機能により総合力の一層の強化に努めます。

2. 管理運営を行う能力

【2-1】経営状況、財務規模
募集要項に記載の、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書により、財務分析を行うため、記載は不要です。

【2-2】類似施設・事業の管理運営・実施実績			
類似施設または事業名	事業内容	実施場所(住所)	実績年数
茨木高齢者生涯学習事業	茨木シニアカレッジ「いこいこ未来塾」(受講生各年 120~150 人) R2 年度はコロナ対策で「中止」、R3 年度はコロナ対策で 8 月より再開、R4 年度から通常に実施	生涯学習センター シニアプラザいばらき	16 年
高齢者社会参加啓発事業	茨木アクティブシニアフェスタ (H26/2 初回開催) 高齢者活動 8 団体の活動紹介及び活動啓発講座、その他イベント R2、R3、R4 年度はコロナ対策で「中止」したが R6 年度から再開	生涯学習センター シニアプラザいばらき	10 年
コミュニティデイハウス 事業「オアシス平田」	NP0 法人茨木シニアカレッジで担当 H25 年 10 月 街デーパーティーH29 年 4 月 コミディに移行	中津町 シニアプラザいばらき	10 年
高齢者活動支援センター ・シニアプラザいばらき 指定管理者	H27 年 4 月、高齢者活動支援センターシニアプラザいばらきの 指定管理者を受託して、管理運営を担当	シニアプラザいばらき	9 年
シニアプラザいばらき 窓口業務	(シルバー人材センター) 会員による、施設窓口・清掃業務	シニアプラザいばらき	9 年
高齢者いきがいワーカーズ 支援事業	介護予防及び生活支援サービス事業の起業化 (6 団体)	シニアプラザいばらき	9 年
シニアマイスター登録派遣 事業	知識・技能・生活の知恵等のスキルをもった人材登録と活動派遣 (登録 228 件)	シニアプラザいばらき 公共施設 他	9 年
シニアいきいき活動ポイント 事業	一般介護予防事業の一環として、社会参加活動として登録者による 地域福祉サービス活動、ポイント制の補助金制度	シニアプラザいばらき 他	9 年
老人クラブ 地域活動支援事業	老人クラブ活性化支援、地域活動支援、リーダー養成	シニアプラザいばらき 各地域活動場所	9 年
生活支援コーディネーター 配置事業	生活支援コーディネーター 2 人が担当 (H27/4~H30/3) 高齢者生活支援体制整備推進協議体の運営も担当	シニアプラザいばらき 市内各公共施設	6 年
介護予防普及啓発関係事業	介護予防普及啓発 (はつらつ教室)、地域介護予防活動支援 (指導 者養成研修・フォローアップ研修・出張講座)	シニアプラザいばらき コミセン他	7 年
啓発型認知症カフェ事業	相談支援課からの委託事業、H29/4 月開設 認知症者の理解と対応、健常者と楽しく交流の居場所 R6 年度から地域型に移行、自主事業として実施	シニアプラザいばらき 中条公民館	7 年
シニア ICT 活用事業	講師養成及び各種講座の開講 ワーカーズ認定団体の自主活動 (茨木シニア ICTA)	シニアプラザいばらき 多世代交流 C 他	7 年
自主事業 『ブラザカフェ』『なかよし』	利用者の憩いサービスと利用促進の一助として、随時施設内で開設、 多くの利用者で好評 R2 年度、R3 年度はコロナ対策で「休止」R5 年 1 月から再開	シニアプラザいばらき	8 年
自主事業 商業施設との連携事業	H29 年 6 月 イオンスタイル新茨木と提携して、元気いばらき体操 をはじめ高齢者活動を (月) (金) 定例活動、 イオンモール茨木は、8 月・11 月・12 月の年 3 回実施 R2 年度、R3 年度からコロナ対策で「休止」	イオンスタイル新茨木 イオンモール茨木	3 年半
自主事業 シニアブラザクラス	将来シニアを支える地域の生徒たち (平田中) と高齢者との関わり を深める取り組みとしてトライアル的に学習支援の場を開催 R4 年 1/18~26 及び 2/14~22 立地条件等からニーズが低く廃止。後日、玉島公民館で開始継続	シニアプラザいばらき	0 年

※類似施設、事業に該当するのは、高齢者活動支援センター、多世代交流センターまたは、それに類する高齢者向け事業です。

※実績年数が長い順に上から記載して下さい。

3. 施設管理運営の考え方と方策

【3-1】従事者の雇用及び労働者福祉の考え方				どちらかに○をつけてください			
(1) 現行職員のうち、意欲がある者については、継続雇用をする考えはありますか。				はい	○	いいえ	
(2) 就職困難者(障害者、一人親家庭の父母、障害者、高齢者、失業者等)の雇用について以下のとおり回答してください。							
①【障害者の雇用について】				どちらかに○をつけてください			
ア 障害者雇用促進法が定める、障害者の法定雇用率について、対象事業主ですか。				はい		いいえ	○
イー1 【障害者の雇用義務がある事業者】 障害者雇用率について、法定雇用率は達成していますか。 ※ハローワークへの報告書の控えを提出してください。				はい		いいえ	○
イー2 【障害者の雇用義務がない事業者】 障害者を雇用していますか。(パートタイム等の短時間労働も可とする)							
指定管理者として、茨木市社会福祉協議会・茨木市シルバー人材センター・NPO 法人茨木シニアカレッジ・茨木市老人クラブ連合会の4団体で構成する共同事業体「シニアネットワークいばらき」として、管理運営を担っています。 障害者雇用の対象事業主として、茨木市社会福祉協議会が以前は対象になっていましたが、雇用人員の縮小に伴って、R2年度以降対象外になっています。(R2年7月ハローワークへは、雇用人数30人・障害者人数0人で報告済です。)							
②「市内在住者の雇用」及び「障害者を除く就職困難者(一人親家庭の父母、高齢者、失業者等)の雇用」に対する具体的な考えや提案を記載してください。 ア) シニアプラザいばらきでは、常勤職員(センター長・事務員2人)は、市内在住者を雇用しています。旧老人福祉センター時代の社会福祉法人 大阪府社会福祉事業団の雇用者(高齢者)を継続雇用しています。 なお、R4/10にセンター長が交代しました。 イ) 令和2年度から、センター長と「シニアネットワークいばらき」非常勤の事務局長業務を、業務及び経費の効率化を図るため1人化を目指して、円滑に業務引き継ぎを進めています。R3年7月から1人化を実現。 なお、事務職員1人は、現任者を引き続き雇用します。 ウ) 施設管理の常勤職員2人以外の各実施事業に係る事務局の少数スタッフは、有償ボランティア活動を基本に運営していますので、障害者及び就職困難者等の雇用は、事業運営の特殊性から適応は困難です。							
実績がある場合は、この1年間の雇用人数や雇用職種等の実績を、下記に記載してください。							
雇用人数	2人	主な雇用職種	センター長・事務職員	主な就職困難事由		高齢者	
(3) 労働福祉の考え方							
別添「労働者福祉の考え方チェックシート」参照。							

【3-2】人員配置

(1) 配置する予定の人員の数、勤務体制、保有資格者等について、記載してください。(必要に応じて、図や表を挿入すること。)

1. 人員配置及び勤務体制の基本的な考え方

- ①人員配置の基本的コンセプトは、市内の高齢者の就労を創出することを基本目標の第1にしています。その上で要求水準書の基準を踏まえながらも、施設管理における人員体制は常時3人体制を確保します。
- ②シルバー人材センターはこれまでも、老人福祉センターの窓口業務などを担ってきた実績があります。職員の急病など突発的な休みがあっても、管理運営に支障をきたさないよう体制を整えます。
- ③センター長のもとで、職員勤務割り当て表を作成し、市民からの問い合わせに的確に対応できるシステム整備を図ります。
- ④講座・イベントなどで人員が必要な場合、各構成団体の応援を活用して効率的に運営体制を整えます。
- ⑤それぞれの団体の持つ強みを発揮して、高齢者の多様な相談に対応できる人員体制を整備します。
- ⑥情報の収集と発信に関して、経験豊かで専門的知識を有する「生活支援コーディネーター」を社会福祉協議会より派遣して、地域との連携や団体との連携、ネットワークの拡充事業に取り組み一定の成果をあげました。H30年度からは行政に移管されています。
- ⑦シニアカレッジのカレッジアドバイザーや、老人クラブの若手部会などの有償ボランティアを各事業に応じて配置し、多様なサービス展開が出来る体制を確保します。
- ⑧構成団体が恒常的に意思疎通を図り、事業の円滑化を目指すための事務局体制を整えて、政策に関する大きな判断と、日常業務の緊急性を有する判断に対応できるよう、組織整備を行います。

2. 具体的な人員配置・勤務形態等

	職種(職名)	就労形態	勤務時間	週休日	業務内容	必要資格
①	センター長	常勤	週5日・40時間	不定	施設管理運営 及び防火管理者	防火管理者 甲種
②	施設職員	常勤	週5日・37.5時間	不定	施設管理・団体管理	—
③	シルバー会員	会員によるローテーション就業	週6日	月	施設管理・窓口業務	—
④	事務局長	非常勤	週5日程度	不定	事業管理運営全般	—
⑤	臨時職員	非常勤	週2日	不定	シニアネット会計	—
⑥	臨時職員	シニアネットワークのパートによるローテーション(2人体制)	週5日	日・月	シニアいきいき活動P	—
⑦	臨時職員	非常勤	週1日	不定	シニアカレッジ事務局長	—
⑧	臨時職員	パートによるローテーション(2人体制)	週4日	月・土	シニアカレッジ事務	—
⑨	臨時職員	老人クラブ会員によるローテーション(1人)	週4日	土・日・月	地域高齢者事業事務局	—
⑩	臨時職員	非常勤 シニアカレッジ役員とパート	週3~4日	不定	介護予防関係事業事務局	—

(注) R3/7 からセンター長とシニアネットワーク事務局長の1人化を実現。

(2) 人員を安定的に配置するための、募集や採用方法について記載してください。

1. シニアネット4団体の職員・会員や事業活動者及びカレッジ受講生に対して、意欲的な人材の発掘・情報等を得るための、広報活動を充実します。ホームページ・プラザだより、各団体の広報誌等の活用及びカレッジ「共通講座」におけるシニアネット事業の説明・意見交換の実施などにより、理解と関心を高めていきます。
2. 管理運営の要であるセンター長及びシニアネット事務局長については、行政と相談しながら、シニアネット4団体の人的資源及び人脈を活用して適任者の発掘に努めます。
次期候補者を選定して、育成していく仕組みづくりが重要です。本紙【4-3】(6) 地域リーダー養成事業の継承事業である「地域活動参画支援事業」の中でも養成を組み入れたいと考えています。
3. 各団体担当事業の臨時職員は、当該団体の会員ならびに事業活動者やカレッジ修了生を含めて選定していきます。

【3-3】人材育成の考え方

指定後の研修実施予定について、研修名、研修内容、対象者等を、具体的に記載してください。

※自社主催の社内研修以外の、外部での研修への参加も評価対象としますので、必ず記入してください。

1. 職員の資質向上を目指して

「高齢者のニーズに応えることのできる職員配置」を目標に、職員の資質向上を図ります。また、単に職員だけでなくシニアネットの構成員が相互のスキルを高め合う取り組みを通じて、より質の高い管理運営を行います。

①基本的な視点

掲げたミッションの実現のため、シニアネットでは組織のスキルアップに取り組みます。とりわけこれからの高齢者ニーズに対応できるような以下のスキルを醸成します。

ア) 出会いを大切に接遇と基本事項「コミュニケーション・スキル」・・・人権尊重・個人情報の保護・機密保持

イ) 人と人、団体と団体をつなぐことのできる「コーディネート・スキル」

ウ) 緊急時の基本的な対応

エ) 事業や予算計画を作成できる「マネジメント・スキル」・・・各所属団体の育成に任せる

②具体的な研修実施計画については、

ア) 月1回程度、「シニアプラザいばらき職員研修会」を臨時職員を含めて合同で実施します。

イ) 大阪ボランティア協会等外部で主催される「ファシリテーション講座」などへの職員参加を奨励します。また、職員が自主的に参加した研修や視察に対して、支援できる制度を設定します。

ウ) 他の福祉現場等の経験を学ぶために短期のインターンシップを行います。

エ) 事業の企画・実施・評価のプロセスを通じたマネジメント力を向上させます

2. 人権尊重の施設運営を目指して（接遇の基本姿勢）

人権意識が豊かな事業運営と施設運営に心がけます。とりわけ高齢者活動に多文化共生の視点を活かすと同時に、「排除のない地域社会」の実現に各団体は責任を持たなければならないという立場から、シニアプラザの運営についても、「人権意識」を基盤にすえた事業運営を行っていきます。

「人権意識が豊かな」という意味は、単に「人権」を知識や「人権問題」に取り組む方法・技術として身につけるだけでなく、高齢者施策における「人と人のつながり」の中で、問題の解決・調整・創造にあたれる人材、機関、組織でありたいということで、「施設の公正な利用の確保」との関連において必須と考えています。

①基本的な考え方

茨木市人権尊重のまちづくり条例が定めた、「市は、市民及び事業者と連携をとりながら、効果的な手法により、地域、学校、職場、家庭などあらゆる場での啓発活動を促進して人権意識の高揚を図り、日常生活に人権尊重の理念が根づいた、人権という普遍的文化の創造に努めるものとする。」の趣旨に従い、センターの運営においてその社会的役割を着実に果たします。

②具体的な実施計画

ア) 当事者・住民とのコミュニケーションのとりかたをマスターするために、生活総合機関や他の専門機関からの指導・助言がいただける体制作りを行います。

イ) 苦情や要望に的確に応えるために、苦情等報告シートを作成すると共に、年1回の利用者アンケートを実施して問題を抽出し、解決のためのプロセスを共有化すると同時に、苦情の中にセンター運営のヒントがあるとの視点で取り組みます。

【3-4】設備の維持管理及び清掃・衛生管理の考え方

(1) 「施設設備の維持管理」及び「清掃や衛生管理」について具体的な取組内容について記載してください。

※要求水準書で定める取組に加えて、別の取組を実施する場合は、両者の違いが明確となるように記載してください。

多くの人達が集まる施設を運営するにあたって、施設及び備品によるトラブルや事故を防止し、人命や健康を守ることは施設管理する者の社会的責任であり、施設の利用者に対し安全・安心かつ快適な環境の確保が図れるよう、施設設備の維持管理に努めなければなりません。

1. 施設設備の維持管理の具体的な実施計画

- ①建築基準法による定期点検の建築設備及び消防設備、冷暖房設備等の保守点検を適切に実施します。
- ②整理、整頓、整備、点検、清潔、節約を基本視点にし、きめ細やかな施設の使用に努め、施設の機能が最大限に維持されるようにします。シニアプラザ職員のスキルを高めて、一人ひとりが適切な施設設備の管理を実現できるようにします。
- ③適切な施設の使用方法やトラブルへの対処方法について、利用者や使用者にわかりやすい施設管理規定及び施設使用マニュアルなどを作成します。
- ④備品管理台帳を整備し、新規購入・更新の都度に改訂し、適切な備品管理を行います。備品の所在を常に明らかにして、利用者の利便性を図る意味からも「わかりやすい使い方」の表示に心がけます。また、消耗品等の在庫を定期的に確認し、施設利用に不備が生じることの無いよう点検します。
- ⑤備品の故障等トラブルに備え、日頃からメンテナンスには注意します。また絶えずデータ記録をとり、リスク回避を徹底します。
- ⑥施設内の美化に努め、気持ちよく利用できる環境作りに日々努めます。
- ⑦駐車場の安全確保と指定場所への駐車等のルール指導を行い、事故防止の徹底に努めます。

2. 清掃や衛生管理の具体的な実施計画

- ①職員による開館前と昼の巡回点検を行い、施設内外の環境と衛生管理に努めます。
- ②施設内の清掃は、毎日朝に各室及び共用の廊下・トイレ・土足入れ等の清掃と消毒を実施します。入り口・ロビー・トイレ等に消毒液を設置し、利用者に手の消毒を促し健康面の配慮をします。
- ③絨毯の汚れ・シミ等は、シートクリーナーで清掃を行い、カーテン・網戸・窓ガラス等は、定期的に清掃を実施します。
- ④屋外の清掃・美化にも日々努め、気持ちよく利用できる施設環境に努めます。

3. いきいき支え合いルームの有効活用

当該ルーム利用のシルバー人材センター担当「訪問型サービス A 事業」の事務局が、R2.3 末で移転しました。R2.4 から「介護予防普及啓発事業」と「シニアいきいき活動ポイント事業」の事務局が活用、引き続き活用していきます。

(2) 第三者への委託内容及び、業者の選考方法について記載してください。(第三者への委託を実施しない場合は、直営での運営が可能な理由を記載してください。)

※要求水準書に記載のとおり、個々の業務は、市の承認を得ることで、委託が可能です。

1. 第三者への業務委託については、必要最小限とします。それは、シニアネットそのものが高齢者の新しい働き方を追究することを基本的コンセプトにしているからであり、高齢者自身の社会参加や就労の場の確保が、シニアプラザの運営にとっては重要であると認識しています。したがって、シニアネットそのもので仕事をできるだけ分担することが、高齢者の出番を創出することであり、構成員内で実施できる作業については、基本的に組織内的高齢者に業務を委託します。
2. 今回の私達のシニアプラザの事業計画は、施設管理の一部（法定点検・専門業者等に係る第三者委託業務）を除いて、シニアネットで直接実施可能な計画になっています。
3. 施設管理における以下の業務については外部業者への委託を行う予定であり、この業務委託にあたっては、これまでの業務内容について行政とも相談し、提示されている特記仕様書に基づき、しっかりとした比較見積りを行い、市内業者を優先する方式で業務委託を検討して、基本協定者条項に基づいて行政の許可申請手続きを履行した上で実施します。

(業務委託の業者選定と内容)

- ①下記の第三者委託業務は、施設の法定点検および設備・器具の専門的業者による維持点検及び作業で、業者選定は市内他施設の実績を勘案して選定しています。
- ②具体的な業務…消防用設備点検業務、建築設備等定期点検業務、冷暖房設備保守点検業務、自動ドア保守点検業務、スカイウエル保守点検業務、定期清掃業務、ゴミ処理業務、植木病虫害駆除業務、クスノキ剪定業務、

【3-5】緊急時対策、安全管理

緊急時の対応マニュアルが整備状況や、災害等緊急時の訓練、連絡網の整備、防災・防犯のための点検体制、職員への意識の徹底などについて、記載してください。

※整備している場合、該当マニュアルや連絡網を提出してください。

1. 緊急時の対応は、添付の「シニアプラザいばらき緊急時の対応マニュアル&連絡網」に基づいて、適切な対応を行います。

- ①地震及び風水害等の自然災害時の対応

- ア) 気象庁の警報発令及び市担当課と緊密に連携して利用者の安全誘導および施設・設備の被害点検と応急処置を行います。
- イ) 利用者の安全確保は、市担当課と連携して、屋内外の安全場所への誘導や帰宅をしていただきます。
- ウ) 「連絡網」により、関係者に連絡を行い、必要に応じて応援の招集を行います。
- エ) なお、市指定避難所の開設指示及び「避難所運営マニュアル」に基づいて、市担当課と連携して適切に対応します。

- ②利用者の急病・体調不良や怪我などの事故が発生した場合の対応

- ア) 症状により消防署に通報して病院に搬送と家族に連絡します。また、軽度であれば簡単な応急処置を施し、家族に連絡して帰宅してもらいます。
- イ) 事故の状況により、利用者が団体に所属している場合は関係者にも連絡します。

- ③事故発生時には、所定の「事故報告書」を作成して、市担当課に報告します。

2. 安全管理について

- ①防犯対策

- ア) 職員が防犯意識を高め、具体的な防犯対策により安全性を確保した上で、利用者に対して理解と協力を求める施設ぐるみの安全管理をすすめ、高齢者が利用・協力しやすい施設運営を推進します。
- イ) 施設の利用者には、利便性を損なわず安全を確認できる施設利用のあり方を検討します。
- ウ) 整理、整頓、整備、清潔、節約、点検を基本視点にし、ロッカー施錠などの確認を行うことで、犯罪防止に努めます。
- エ) 利用者や使用者にわかりやすい非常口の表示や避難経路図など、マニュアル作りを行います。
- オ) 消灯・電子機器の元スイッチ確認、窓などの施錠の確認等を点検「施設利用の点検シート」を作成して運用します。

- ②防災対策

- 市の定めた防災計画に従い、日頃から職員のみならず構成団体全体で防災意識の啓発・育成に努力します。
- ア) 防火管理者を配置し、施設の実態に即した防火管理体制の整備を図ります。
 - イ) 全職員の役割分担を明確にして、非常時には迅速かつ適切に行動できるよう市消防訓練の参加を義務付けます。
 - ウ) 法定に基づいて、年2回の消防訓練（通報訓練・避難訓練・消火訓練・AED使用訓練等）を実施します。
- その際、簡易消火設備の設置確認と常時機能するかの管理点検を行います。
- また、大阪880万人訓練やJアラートを活用した全国一斉情報伝達訓練にも、積極的に参加します。
- エ) AEDのメンテナンスは、毎月1回バッテリー・バットの有効期限等のチェックをします。

- ③その他

- ア) 施設運用にあたっては、各種事業の実施にともなう「ボランティア活動保険」や「住民活動災害補償保険」を活用します。
- イ) 感染性疾病等の対応については、担当課並びに保健所等と連携を取り、迅速な拡大の防止策等の実施を行います

【3-6】環境への配慮に関する考え方

環境への配慮についての方針、目標値、調達への配慮、職員研修、利用者に対する環境への配慮の促進などにを、記載してください。

1. 環境配慮商品の使用など、エコ・オフィスの実現に取り組みます。

消耗品等の購入にあたっては、環境配慮商品（トイレトーパー・事務用品など）の使用や廃棄はリサイクル分別処理を積極的に行います。

また、コピー使用の節減のため、ペーパーレスの意識醸成と裏紙使用の実行を進めていきます。

2. 節電計画の作成と節電の「見える化」を促進します。

これまでの電気の使用量を踏まえて、実現可能な年間の「節電計画」を作成します。また、この節電の取り組みをグラフ表示するなどして、利用者に「見える化」するとともに「施設利用者の点検表」を活用して節電意識の醸成に努めます。

3. シニアカレッジ事業の中で環境問題の学習会を実施

これまでシニアカレッジでは事業として「環境問題学習会」を実施してきましたが、シニアプラザを活用した、出前講座事業等を企画し、利用者の環境意識を育成するよう講座企画などに取り組みます。

【3-7】個人情報の保護及び情報公開

自団体や運営する類似施設において、個人情報取扱、情報公開に関するマニュアル等の整備状況や、職員研修、個人情報の管理方法（個人情報書類の保管場所や、データ管理のセキュリティ対策等）などについて、記載してください。

※整備している場合、該当マニュアルを提出してください。

茨木市の公共施設の指定管理者として、個人情報保護の精神を尊重して適切な管理・取扱いを励行するとともに、データ管理のセキュリティ対策に万全を期します。

1. 個人情報保護の基本姿勢

情報化社会の急進に伴って、個人情報の利用が拡大しコンピューター上で様々な情報が不正アクセスで悪用される事象が増大しており、情報の流失防止に万全を期することが重要です。個人情報を取り扱う事業者として、情報の適切な取り扱いについて法令順守して、個人の権利と利益と人格尊重の理念のもとにプライバシー保護を含めて慎重な取り扱いに努めます。

2. 実施計画

- ①マニュアルの制定と遵守…「シニアプラザいばらき個人情報保護管理マニュアル」を制定し、職員への周知徹底と確実な実施に努めます。取得した個人情報の取扱いには厳重に注意し、信頼関係に基づいて得られた情報であることを十分に認識して取扱います。また、取り扱う個人情報の種類変化や情報取り扱いプロセスの変化に伴い、随時マニュアルの改訂を行うと共に、常に個人情報保護管理のプロセスの見直しに取り組みます。
 - ②管理責任者…外部で実施される個人情報保護研修等の受講者を個人情報管理責任者（専任職員）として選定し、センター長が定期的に個人情報の取り扱いについて状況の点検を実施して適正な保護管理の徹底に努めます。
 - ③管理方法…個人情報の記載された書類等については、施錠付き書棚に収納し、施錠保管を徹底します。また、コピー禁止、持ち出し禁止、不要書類のシュレッダー廃棄を徹底します。
電子データ管理は、パソコンのセキュリティ対策及びUSB等の外付けストレージの保護を行い、不審メールの対処を徹底します。
 - ④研修…個人情報保護の研修会等に参加するとともに、職員研修を行い個人情報保護の意識向上を図ります。
3. 情報公開への対応
- ①開示できる情報については、上記の「保護管理マニュアル」に従い、積極的に公開していきます。とりわけ、部屋の利用状況や抽選の公開などに取り組み、施設コンプライアンスを高めるよう徹底していきます。
 - ②「年度計画書」「定期報告書」「事業報告書」については、情報提供の申出に応じて公開していきます。

【3-8】人権尊重への配慮に関する考え方

団体における人権尊重の考え方について示す指針等（人権に関する考え方を部分的に掲載しているものでも可）の整備状況や、当該指定管理施設における、人権尊重に関する考え方、職員研修、職員への周知方法などについて記載してください。

※整備している場合、該当する指針等を提出してください。

1. 人権尊重の施設運営を目指して（接遇の基本姿勢）

- ①人権意識が豊かな事業運営と施設運営を心がけます。とりわけ高齢者活動に多文化共生の視点を活かすと同時に、「排除のない地域社会」の実現に各団体は責任を持たなければならないという立場から、シニアプラザの運営は、「茨木市人権施策推進基本方針の基本理念等」を規範とした「人権意識」を基盤にすえた事業運営を行っていきます。
- ②「人権意識が豊かな」という意味は、単に「人権」を知識や「人権問題」に取り組む方法・技術として身につけるだけでなく、高齢者施策における「人と人のつながり」の中で、問題の解決・調整・創造にあたる人材、機関、組織でありたいということで、「施設の公正な利用の確保」との関連において必須と考えています。

2. 基本的な考え方

茨木市人権尊重のまちづくり条例が定めた、「市は、市民及び事業者と連携をとりながら、効果的な手法により、地域、学校、職場、家庭などあらゆる場での啓発活動を促進して人権意識の高揚を図り、日常生活に人権尊重の理念が根づいた、人権という普遍的文化の創造に努めるものとする。」の趣旨に従い、センターの運営においてその社会的役割を着実に果たします。
一方、人生の先輩である高齢者に対し、常に敬意をもって、プライドを損ねない対応や言葉遣いに留意して、公平なサービスを提供します。

3. 具体的な実施計画

- ①当事者・住民とのコミュニケーションのとりかたをマスターするために、生活総合機関や他の専門機関からの指導・助言がいただける体制づくりを行います。
- ②苦情や要望に的確に応えるために、苦情等報告シートを作成すると共に、年1回の利用者アンケートを実施して問題を抽出し、解決のためのプロセスを共有化すると同時に、苦情の中にセンター運営のヒントがあるとの視点で取り組みます。

4 サービス向上の考え方と方策

【4-1】利用者ニーズや苦情の把握と対応について

(1) アンケート・その他ニーズを把握する取組を実施する場合は、その内容（対象者、項目、時期、回数等）について記載してください。

1. シニアプラザの利用者に対してアンケートの実施

利用者の声やニーズを集積・分析し、管理運営に活用していくことは極めて重要であり、そのための手法としての「利用者アンケート」を各年度実施します。

①団体アンケートとして、同好会、各講座やイベント等については、ア) シニアプラザへの要望、イ) 施設利用についての提案、ウ) 高齢者活動やいきがい活動全般の提案等を聴取します。

②一般利用者には、各年度9月～10月に、下記項目について「利用者アンケート」を実施します。

属性、年齢層、居住の町、交通手段、利用時間帯、施設主催の講座やイベント、部屋利用及び付帯設備の利用、利用料、利用申込み（受付方法）、施設の安全管理や衛生管理、施設の快適さ（室温設定等）、職員の対応などの満足度と意見、その他意見・要望などを設問します。

③集約されたアンケート結果を分析して、シニアネット事務局内・委員会で共有し、課題（意見・要望や苦情）を明確にして、改善すべき事項は速やかに実行に取組み、利用者へのフィードバックを実施します。

苦情等は下記（2）項で取組みます。

2. 事業報告書及び統計資料の作成

私たちは、単に箱物としてのシニアプラザを運営すればそれで良いとは決めています。取り組むべき課題は、高齢者の社会参加の促進とそのための各高齢者団体や市民の成長に寄与することです。

重要なことは、単なるインプットとアウトプットのみで求められた数字の報告だけでなく、

①効果的に使われたのか、②数字以外の影響はどうか、③何が成果で課題なのか、など年度ごとに「事業評価」を整理することで高齢者施策の課題やニーズが見えてくるものと考えています。

3. 取組むべき目標

①事業及び統計資料については公開し、市民の関心と監視を促進することにより、市民参画型運営のモデルとします。

②事業及び実績数値を分析し、各種事業の点検と改革に役立てます。

③PDCA サイクルに基づき「事業評価」を行い効果的な運営を行います。

4. 基本計画

①適宜、事業実績を見直しシニアネット事務局内で共有していきます。

②「事業評価シート」を作成します→市モニタリング「自己評価シート」を活用します。

③アンケート的手法やワークショップの手法を用いて、利用者ニーズの把握に努めます。

④報告書は委託者のみならず、登録団体が閲覧できるシステムを検討します。

⑤茨木市個人情報保護条例に基づき、適切な情報管理に努めます。

(2) 苦情対応マニュアルの整備状況や、意見やアンケート結果を踏まえた対応についての考え方を記載してください。

※整備している場合、該当するマニュアル等を提出してください。

1. 民間の企業においては、専門の部署を配置し苦情や要望について、経営の「宝物」として重要視しています。苦情の中には、私たちが展開しているサービスの欠陥や解決への道筋、新規事業へのヒントが存在します。高齢者のニーズを把握し、それらに伝えていくことは、地域に根ざしたシニアプラザをめざす上から大変重要であり、対応策等について協議したことを今後の運営に反映させていきます。

①苦情や要望に適切に応えるために「シニアプラザいばらき苦情の対応マニュアル&記録シート」に基づいて受付及び解決責任者を設けてシニアネット連絡会で解決のためのプロセスを共有するとともに、苦情の中に施設管理運営のヒントがあるとの視点で取組みます。但し、内容により市担当課と協議します。

②苦情を分析することで、現行の施設運営の課題や問題点を整理できるとの視点から、これらの苦情に基づいて、施設運営側で出した回答や方向性について掲示するなどの「見える化」を促進します。

③備品や消耗品への更新ニーズを的確に把握し、更新や修理について迅速に対応します。

2. これまで、是々非々でスピーディーかつ適切な対応に努めており、利用者から好評と感謝をいただいています。

【4-2】利用促進・サービス向上及び経費削減等効率化の方策

(1) 利用者(稼働率)目標値を記入してください。

年度 指標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数	25,000人	26,000人	27,000人	27,000人	27,000人
同好会利用数	3,500人	3,500人	3,500人	3,500人	3,500人
団体利用者数	10,500人	11,000人	11,500人	12,000人	12,500人

(2) 利用促進のための広報活動及び広報活動以外の取組について、上記目標設定も踏まえて、具体的に記載すること。

「老人福祉センター」時代からの利用者を大切にしながら、アクティブシニア層へのアプローチを図り、高齢者活動支援センターをキーステーションにしたシニアネットを構築していきます。

高齢者活動支援センターの活動について、高齢者のみならず広く市民の認知度アップに取り組みます。そのためにも「高齢者自身が高齢者施設の運営を託した」という出来事は、「センターを身近に感じるビッグニュース」ではないでしょうか。

シニアネットの構成団体は、それぞれが多様な事業展開を行っていますので、各々の団体が連携して事業の拡充を図っていくことでより効果的な集客ができます。

1. 情報発信について

シニアプラザを高齢者活動の発信拠点として、利用されている個人や老人クラブ、NPO、これから多様な高齢者事業に関わろうとする全ての人に対して役立つ情報の提供を行います。

①月ごとに行事等予定表(イベントカレンダー)を作成して来館者に配布するとともにホームページに掲載しています。

②ホームページをR5年度に一新、内容の整理、充実を図り、常に活動内容に関する情報や事業の紹介を行っています。(随時)

2. シニアプラザの利用登録団体の管理について

①登録団体間の情報交換の機会の提供

登録団体間の行事紹介や情報交換の仕組みを作ります。

②交流事業を開催します。

ア) 利用登録団体間の協働がすすむ機会の提供を行います。

イ) 関係機関等との連携を密にし、連携協力体制の強化を図ります。

3. 事業・活動を支援します。

ア) 起業化支援講座、マネジメント講座など事業運営のヒントになる講座授業を行います。

イ) アクティブシニアミニライブや特別ライブ、皆で楽しく踊る会、季節イベント、カラオケ、健康麻雀大会などを開催します。

(3) 上記の他、利用者満足度を高めるためのサービス向上・経費削減等効率化の方策があれば記載してください。

1. 利用者満足度を高めるためのサービス向上について

①利用者に対して、明るい挨拶・声掛けを励行します。

②体調の悪い人(下痢など)への紙おむつ・ズボン等の無料物品の提供をします。

③快適な部屋環境を保持するための、冷暖房の適正管理の指導・サポートをします。

④障害者(車いす使用者)の乗り入れをサポートします。

2. 経費削減等効率化の方策について

①各事務所業務のペーパーレス化(メール等の使用)を促進します。

②光熱水費の削減努力(照明の区分点灯や冷暖房の適正な温度管理の徹底)。

【4-3】各指定管理事業の具体的な方策について

(1) 高齢者の地域活動の促進に関する方策を具体的に記載してください。

高齢者の地域活動支援事業は、茨木市老人クラブ連合会が福祉委員会・自治会等と連携して事業展開を行います。また、元気なシニアの交流の場としての「いきいき交流広場」についても、行政の支援を得ながら23ヶ所を開設し、各交流広場の運営支援を実施しています。

しかし老人クラブの最も重要な事業課題の一つである、「組織の拡大及び新会員の加入促進」については課題を残しています。この反省に立って、府内他市の成果達成の事業展開も参考にして、活動のマスタープランを策定して着実に取り組んでいきます。

R2年度に市老連会則並びに理事会の在り方の全般的な見直しを行いました。それを基にR3年度以降は市老連理事会との連携を密にし、組織をあげて成果を目指しており、継続して成果を目指します。

1. 地域活動支援事業

【事業内容】高齢者活動の最大組織であり、この老人クラブ会員の多くの仲間と健康寿命を延ばしながら元気に活動参加することが、他の高齢者への影響も大きく、市民の財産になります。そのために下記の業務を実施します。

- ①老人クラブ活動の活動内容の豊富化を図り、より魅力のある活動を行うための事業提案・情報提供など全体の活動拡充に取り組んでいきます。
- ②シニアの居場所づくりと活動支援「いきいき交流広場」・・・老人クラブ主体の居場所である「いきいき交流広場」の増設（1年1ヶ所以上の新規開設をし、各校区に1つ開設の目標）と各広場との連絡調整や事業運営の支援を行います。また、シニアプラザの利用促進策の一助として「健康講座」「出前講座」「ミニイベント」の企画・運営の支援をします。
- ③補助金申請等の実施支援業務・・・事業補助の単老クラブ補助金申請事務について、活動の制約とならないように、当老人クラブで作成した「補助金申請支援ソフト」を活用してパソコン講習会や広報資料の作成講座を開催して、事務効率等を支援します。「補助金申請支援ソフト」のアドバイザースタッフの養成講習を行います。（目標50人）
- ④「健康づくり活動」体力測定・ニュースポーツなど。各クラブがそれぞれ独自に運営できるように、そのスタッフの拡充に取り組んでいきます。

2. 老人クラブ活性化支援事業

【事業内容】自治会・福祉委員会及びシニアネットの地域活動者などとの連携やイベント等の各種行事及び「かしの木クラブ」の有効な活動を通じて、老人クラブへの加入促進と併せて老人クラブ未結成地区でのクラブの新規結成に積極的なコーディネートを行います。

- ①マスタープランを策定する（理事会の承認を得る）・・・校区のニーズ分析、組織体制、校区別活性チーム、老人クラブ会員の活性の訴求広報資料（概要とPRツール）、活動手順、広報活動、（HPの活用を含む）、活動日程目標、達成目標など。
- ②シニアネットワーク連絡会で進捗状況を提示、4団体からの情報聴取及び協力・支援体制をつくる。
- ③単老クラブ数109クラブ、会員数5,182人の現状（R6.4.1現在）、減少傾向に歯止めをかけて維持拡充を目指したい。
- ④会員特典の特約店を拡充する・・・市内企業・商店等に働きかけ、老人クラブ会員証に付加価値を付けるための事業に継続注力して現在の加盟店舗数64店舗（コロナ禍等で閉店が多数）を拡充しながら、会員の増加に結合させる。
- ⑤小学校区内における各単老が共同で行事を実施するなど、校区内における各単老の現状と活動状況の把握に努め、単一では難しい事業や取り組みを複数の単老で企画して現段階における行事の掘り起こしを考えていく。

3. 追手門学院大学との連携による介護予防講座の推進

【事業内容】高齢者の長期間水中運動の実践とトレーニングの効果に関する研究を目的に、H29年度から3年間にわたって「水中運動する人」「体育館で行うはつらつ運動」「運動しない」の3つのサークル講座が、新型コロナウイルス感染症の影響で中断しましたが、R2年度に最終年度を迎えました。それぞれパターンで高齢者の日常生活に及ぼす影響・効果の検証結果が明らかになります。R3年度以降はこれらに経験を生かした「はつらつ運動サークル」の水中・体育館運動コースを行政、大学、民間と老人クラブが連携をとって進めてまいりました。受講者のニーズも高く引き続き進めてまいります。

4. 地域リーダー養成事業の継承事業として

【事業内容】これまでに、シニアカレッジと協働で高齢者の健康づくりを支援するため、介護予防や健康づくりのためのリーダー養成を実施して、実践活動を行ってきました。

令和2年度からは、本紙【4-3】(6)項に、「地域リーダー養成講座事業」として、4団体で取り組んでいます。

※老人クラブ独自で実施する地域活動支援は、上記1項に含めています。

(2) 高齢者の社会参加の促進に関する方策を具体的に記載してください。

高齢者にとって、多くの仲間と一緒に地域社会での様々な活動に参加している高齢者は、心身ともみなさん元気です！

シニアプラザでは、社会参加を促進する多様な事業と情報発信を進めています。

1. 高齢者の地域活動・社会参加への啓発、参画の促進

生きがいづくり、健康づくりや地域活動等の社会参加に関心を持つシニアに対して、市内の高齢者団体等の活動についての紹介と社会参加への動機づけを行う事業です。

【事業内容】茨木シニアカレッジへの入学や市老人クラブへの加入促進、シルバー人材センターの紹介、いきいき活動ポイント事業報告書の紹介、その他ミニイベントや生涯学習の公開講座などを開催します。

2. シニアマイスター登録派遣事業

【事業内容】「高齢者の多彩なスキル・知識を活かし出番を創出し、広く各世代に繋げていただく」ことが目標です。高齢者はこれまでの社会経験の中で豊かな知識と経験・技能を持っています。加えて長年の生活体験で培って来た「生活の知恵」と豊かな「人材ネットワーク」等を持っています。これらを社会発展の「糧」として、広く活用する取り組みです。

このような高齢者（シニア）に登録をいただき広く活用、活動できる制度として、高齢者ならではの人材バンクとして「いばらきシニアマイスター登録派遣制度」を設け運営しています。「伝統行事・技術・芸能」「秀でた絵画・工芸と一緒に楽しむ」、「元気に体操し、踊り、楽器演奏できる」等々、シニアの知識、経験、技能の世代間移転及び高齢者が元気に活動できる場を設け出番を作り、社会参加を促進し、更にシニアの知恵や経験・特技を子どもたちにつなげていく「世代間交流の輪」を広げること等を目指しています。

【達成目標と方策】

①これまでで延べ約 228 件超えのシニアマイスター累計登録者を更に拡充していきます。

登録内容のジャンルを更に広げ、より多彩な新規登録者の発掘に努めます。

②「シニアマイスター新規登録者名簿（R5/3～R6/2 追加版を R6 年 3 月に発行）。今後これまでの名簿との一体化を目指します。

市内各施設に配架、未来塾受講生等に配布し事業の PR に努めます。

③シニアマイスター派遣の促進

年間目標 30 件・50 組の派遣を目指します。

市や市関係施設との連携を図りながら、登録者の派遣活動を行います。

保育園、幼稚園、小学校の各行事、市内各施設行事、各地区活動、老人クラブ等の団体・サークル、商業施設等に働きかけます。

3. シニアいきいき活動ポイント事業…R2 年度から（社協）→（シニアネットワークいばらき）委託業務へ移管されました。

【事業内容】高齢者の重要な要として、「介護と生きがいの両側面からアプローチ」があげられます。この両側面からのアプローチを可能にし、社会参加の機会を増やす仕組みとしての事業です。活動できるときに支援する共助の行為は支援される側のサービスの充足だけではなく、支える側の社会貢献等を通じた満足感も充足することにあります。

高齢者の社会参加の入り口を拡大するとともに、高齢者がいきいきした活動を通じて自立性・社会性を保てる活動を促進し、地域の相互扶助に寄与できるように努めます。

【達成目標と方策、その他】

①事務局の効率的な執務体制を構築するとともに、ICT 機器等の活用によって事務の効率化を進めていきます。

②要求水準書の登録制度に対応して、円滑に登録業務を行っていきます。

③登録者の拡大と育成…ア）高齢者が集う公共施設等に出向き、「事業活動」の説明と登録を呼びかける イ）登録者による交流会・情報交換会 ウ）異業者団体との情報交換会 エ）登録者対象の研修会 オ）個人及びグループの技能や活動の披露会を開催して活動の幅を広げる、などを行います。登録者数 700 人を目標とします。（R5 年度末 371 人）

④いきいき活動のコーディネート…ア）受入れ施設担当者との連携として、受入れ担当者と事務局との意見交換、イ）登録者の活動希望調査とその活用を継続します。

⑤いきいき活動の啓発と情報提供…ホームページ、チラシ等による情報提供。

⑥各種いきいき活動の支援…対象施設・交流広場の活動、地区福祉委員会事業の活動等への訪問を積極的に行い、受入れ担当者との連携を強め、新規活動者の受入れや活動継続がスムーズに行くように努めます。

⑦活動者への支援金や活動受入施設登録等について定めている茨木市シニアいきいき活動ポイント事業実施要綱については、登録 4 年目以降の登録者（プラチナステージ登録者）への支援金給付復活と、活動受入施設を拡充する改正を、市へ求めます。

4. 高齢者の社会貢献意欲の具体化支援

- ①上記の各事業を有機的に繋げて、生活支援コーディネーターとも連携を図りながら、高齢者の地域活動への意欲と地域ニーズの結合した地域づくりに寄与出来るように努めます。
- ②生涯学習「いこいこ未来塾」の「共通講座」を活用して、全受講生に対して、シニアネットの推進事業について構成各団体による説明と意見交換会を実施して、修了後の社会参加の動機づけに努めます。
- ③「いこいこ未来塾」では新たにSDGs研究クラブを立ち上げ、自らが関心を持つ環境や防災、多文化共生等の課題を自ら調べ、仲間と共に実際の活動へとつなげていく取組を始めます。活動を通して地域活動への貢献意欲を高めます。
- ④各種イベント及び自主事業の実施時に、地域共生社会『我がこと・丸ごと』の支え合いの大切さを、啓発していきます。

(3) 高齢者の組織化や起業化支援に関する方策を具体的に記載してください。

1. 高齢者いきがいワーカーズ支援事業

高齢者の生きがい創出や、住民参加型地域福祉を推進するための高齢者活動の創出を図り、「地域における高齢者の起業を促進する」ことを目的に、茨木市の委託事業として、様々な団体に対して、立上げ意欲を促進すると共に、円滑に事業を開始出来るように、自己資金に頼るだけではなく「立ち上げ資金」や「事業継続資金」を支給する仕組みとして、茨木市高齢者いきがいワーカーズ支援事業が設立されてから、10年になります。

この間、6つの高齢者団体が本制度を活用して、起業に成功し、継続して様々な公益活動に取り組み、市の求める高齢者施策の担い手として活躍の幅を広げ、大いに貢献しています。

本事業は、他市にはなく地域福祉の大きな流れを具現化した先行的実践であり、市の「先見の明」でもあったと言えます。しかしながら、事業内容がなかなか市民に周知できていないことにもない、近年は相談件数の低迷下が続いて、起業をプレゼンできるグループは残念ながら少ないのが現状です。

抜本的な改革提案を実施する事が不可避であることから、引き続き下記の具体的な事業を展開します。

【具体的な事業活動内容】

- ①社協の地域担当職員との連携にて、地域活動の担い手づくりのアプローチの一つとしての「生きがいワーカーズ事業」の認知度を高めてもらう取り組みを行います。広報誌への当事業の記事掲載依頼等により、社協のグループ内での、当事業の内容を理解していただき、眠っていた起業への想いを掘り起こします。
- ②R3年度作成した、「生きがいワーカーズビデオ資料」を活用して「YouTube」での展開をはじめ、市広報誌（四半期ごとのいきがいワーカーズの相談開催日の掲載）、きらめきフェスタでの説明等により市民への広報活動を積極的に取り組みます。
- ③相談者の相談に丁寧に取り組むと同時に、相談者に合った相談日の開催はもとより適宜のアドバイスができる相談員のスキルを高め、満足していただけるサービス提供・内容の質的向上を目指します。
- ④シニアプラザにおける定例相談日だけでなく、個別相談にも積極的に相談者の要望に応じた対応で、相談者の相談しやすい状況づくりに取り組みます。
- ⑤具体的な活動計画や事業計画がなくても、「こんなことしたい」という想いを気楽に相談できることを基本に、相談者の夢を楽しく語る相談会を展開する事で、相談者の夢を叶えられるよう取り組みます。
- ⑥地域福祉課との連携を深め、適宜な相談を実施し、起業しようとする高齢者グループへの的確なタイムリーな助言ができるよう取り組みます。

【達成目標】

- ①年間2団体の起業化を目標に支援します。
そのためにも高齢者にとどまらず、対象事業の幅を広げて、高齢者、子ども、障害者をはじめ地域を元気にする事業の立上げに、ちょっとした相談から、起業プレゼンできる団体を掘り起こします。
- ②毎月定例的に「相談会」を開設するとともに、必要に応じて随時「個別相談」「出張相談会」を実施します。
- ③既存団体については、事業内容を年度末に次年度事業計画書と共に市に報告します。
- ④R2年度に市において、補助金制度の見直し等を実施していただき、立上げ事業活動の継続性について改善され、より多くの応募の喚起を期待しています。
当事業について広報活動のできる機会があれば、喜んで行動できる体制が準備できています。

(4) 高齢者の生涯学習支援に関する方策を具体的に記載してください。

茨木高齢者生涯学習事業…茨木シニアカレッジ「いこいこ未来塾」

本事業は、茨木市長に塾長をお願いし、市担当課と緊密に連携して事業を展開しています。平成 20 年度の開講以来、年々講座内容の充実を図りながら 17 年目を迎え、これまでに約 1,600 名の修了生の多くが地域で様々な活動をしています。

「いこいこ未来塾」は、誰もが、いつでも、より身近なところで、いくつになっても自らの可能性を信じ、自己実現や「生きがい」「やりがい」を感じながら、シニア世代の多くの仲間と出会い交流できることです。仲間づくりから社会参加活動まで幅広く受講生ならびに修了生を支援する市民カレッジとして、次なる茨木のまちづくりに貢献します。

【事業内容】

- ①学習期間 … 各年 4 月から翌年 2 月まで
- ②5 つのコース … 各コース年間 17 回の講座と開講式・閉講式の合計 19 回
- ③定員総数 … 5 コースで 135 人
- ④受講料 … 10,000 円（ただし、教材費・見学実習費および自主活動に係る費用等は、別途受講者の負担となります。）
- ⑤受講生 … 満 60 歳以上になる市民を対象（地域活動体験コースのみ満 50 歳以上）

【達成目標】

①「いこいこ未来塾」の企画・運営業務

各コースの修了生の中から各コースの責任者であるコーディネーター（各コース 1 人計 5 人）と CA 世話人（各コース 2 人 計 10 人）を任命し、コーディネーター会議及び業務運営委員会を設置して

- ア) 講座の企画・運営の総合的なコーディネーション
- イ) ワークショップやフィールドワーク等の企画・運営
- ウ) 講師との講座内容の打合せ
- エ) 各講座の実施報告書の作成や評価 などを行い効果的な講座運営に努めます。

②講座の運営業務

講座の修了生がボランティアでカレッジアドバイザー（CA）として CA 会を構成して、

- ア) 各講座の受付・進行などの受講生対応
- イ) 各講座の記録・報告書の作成、講座内容・運営の改善
- ウ) 各講師との打合せ、配付資料の準備（印刷等）などを行います。

③事務局業務

- ア) 受講生募集に関する業務、受講料収納業務
- イ) 市民からの問合せへの対応
- ウ) 講師・受講生との連絡調整、講師謝金などの支払
- エ) 事業年度の事業報告書・決算書の作成、市担当課への報告などを行います。

④講座提供の基本方針

- ア) 個人情報保護やセクハラ等の防止のためのコンプライアンスを遵守します。
- イ) 講座終了後、学習で得たスキル等を地域活動の実践に活かし、地域社会への還元につなげるよう、インターンシップを拡充するなど修了生への社会参加等の啓発に取り組みます。
- ウ) 修了生の自主活動の支援として、「楽悠くらぶ」の運営やカレッジアドバイザー（CA）活動への参加を推進して、参加から参画への動機づけを行います。
- エ) 各大学と連携した講座運営や、市民向けの公開講座等の開講を企画して、「いこいこ未来塾」の認知度向上に努めます。

【特記事項】

- ①シニアカレッジ会員に対する特典として、「いこいこ未来塾のコースに参加できる」茨木シニアカレッジ会員特典制度を新設し、新規会員の勧誘や会員継続を図ります。
- ②修了後の受講生を地域活動に紐づけるきっかけづくりとして、地域コース受講生を対象に「インターンシップ」制を取り入れており、継続して取り組みます。また、放課後のクラブ活動として SDGs 研究クラブを作り、受講生が仲間と共に SDGs に関わる環境問題・防災・多文化共生等、自分の関心がある課題について研究し行動につなげていく取組を始めます。
- ③万全な感染防止策等を取りながら、できる限り受講生の仲間づくりの場を設定していきます。

(5) 住民主体の介護予防を促進する方策を生活支援コーディネーターとの連携を交えて具体的に記載してください。

1. 介護予防拠点の整備及びリーダー育成事業

住民主体の介護予防活動を市内全域に普及することを目的として、シニアプラザに介護予防事業に関する事務局を設け、介護予防普及啓発活動に意欲のある高齢者を介護予防リーダーとして養成し、必要に応じて介護予防事業グループとして組織化、また、定期的に研修を実施することによって、指導者のスキルアップを図ります。

【事業内容】

- ①事務局は、市及び生活支援コーディネーターと連携して、各活動団体と教室及び派遣先との連絡調整及び活動計画の策定及び各団体の運営が円滑に進められるよう支援する。また、進捗をまとめるとともに業務委託料の会計管理を担当する。
- ②介護予防普及啓発事業（はつらつ教室） 【市委託事業】
高齢者の生活機能向上や自主活動の推進を図るために、介護予防マニュアル（厚生労働省）を基本に「元気！いばらき体操」及び「はつらつパスポート～みんなで元気編～」を活用し実施します。
ア）運動器の機能向上、口腔機能向上、栄養改善等の内容を含めて実施する。
イ）フレイルチェック、体力測定を各教室にて毎年2回定期的に実施し市に報告する。
- ③地域介護予防活動支援事業（はつらつ出張講座） 【市委託事業】
介護予防に資する地域活動組織の育成・支援のために、介護予防の講座開催を希望する茨木市内の高齢者団体を対象に実施するとともに、地域やご近所の仲間が自主的に健康づくりに取り組む「ご近所型」にも注力していく。
ア）転倒防止…家でもできる転ばないための筋トレ・ストレッチ。楽しいゲーム&リズム運動など。
イ）認知機能低下防止…ミニ健康講話、歌と身体ほぐし。みんなで楽しく歌って動いて、心も身体も軽やかに認知症予防など。
ウ）介護予防の健康講話…寝たきりにならないコツなどを学ぶ。
エ）フレイルチェック…（輪っかテスト、基本チェックリスト、体力測定などを行う。目指そう100才。
オ）ニュースポーツ…室内で行う高齢者向けの身体と頭を使う簡単なスポーツを行う。
カ）口腔栄養とステップ…口腔ケア・低栄養と水分摂取の重要性・コツなどを学ぶ。楽しい簡単リズム体操を行う。
キ）骨盤体操で「健幸華輪」…骨盤のひずみをチェック、骨盤を中心に正しい姿勢に。肩こり、腰痛、尿トラブル改善など。
- ④介護予防指導者養成研修・フォローアップ研修【市委託業務】…市と連携して年間計画に基づいて実施する。

(6) 新たな活動者を対象にした地域活動への参画を支援する取組について生活支援コーディネーターとの連携を交えて具体的に記載してください。

R2 年度から、期待する地域活動リーダー養成講座の構築⇒『コンセプト いばらきソーシャルデザイン・ラボラトリー』へ変更
コロナ等のため運営は一旦中断していましたが R5 年 1 月から再開、4 団体と生活支援コーディネーターが協働して進め、プロボノとしての協力者を交えて協議を重ね、茨木ソーシャルデザインラボとして市民や学生から参加者を募り、R6 年 1 月～2 月にかけて 3 回のワークショップを実施。R6 年 4 月以降に取り組むテーマを決めました。

当該事業は、地域リーダー養成講座として大上段に構えても、受講参加の極少、受講修了後の地域活動受入れも難しいことから、

- ①地域の課題を住民自身が提起する。
- ②地域住民・行政・企業・教育機関などが「学び」と「実践」を通じて連携。
- ③地域コミュニティの未来やソーシャルサービスについて実証実験に取り組む。

をコンセプトに、①～③の「実践」を通じて、参加者のやりがい・スキル向上・達成感を感じるなどの気づきの機会を提供する方向に転換しました。この取り組みが、結果として地域の活動担い手を育成することに繋がると考えています。

具体的には R6 年度はシニアネット構成 4 団体、生活支援コーディネーター、シンクタンク、プロボノの協力を得てワークショップで決めた 2 つのテーマに取り組みました。

①高齢者のデジタルデバイドの解消に向けた取り組み

追手門学院大学との連携により総持寺キャンパス周辺の高齢者に呼びかけスマホ相談会（学生が高齢者にスマホの使い方を教える）をモデル的に実施、利用者からも参加した学生からも好評を得ています。今後も継続し広げようと考えています。

②防災キャンプをツールとした多世代交流の取り組み

社協、市老連、カレッジ、生活支援コーディネーターの協力を得て、参加者居住地域のコミュニティと連携、同地域の若年層に呼びかけモデル的に日帰りで防災キャンプを実施します。

さらに令和 7 年度以降の指定管理を受託できた際には、新たに SDGs に向けた取り組みを加えます。今後も生活支援コーディネーターと密に連携し『茨木ソーシャルデザインラボ』として、地域活動への参画を支援する事業に取り組めます。

(7) 施設の魅力を向上させ、利用促進につなげる方策を具体的に記載してください。

“人生 100 歳時代”と言われる超高齢・長寿社会が進行する中で、高齢者がいつまでも自立性と社会性を保ち、生きがいをもって仲間と楽しく『健康づくり』と『地域活動』に参加することは、みんなの財産です。

シニアプラザが茨木市内唯一のシニア世代に特化した活動の拠点であり、大勢のシニアが元気に多くの仲間とともに多様な諸活動に活躍して、生きがいと自らの健康づくりを行いながら地域社会に参加しており、シニアにとって『大切な居場所』であることを、市民の各世代に認知度を高めて利用促進を応援してもらうことも重要であると考えています。

また、一方で災害時の「指定避難所」としても、利用校区の市民に知っていただくことも必要と考えています。

(具体的な方策)

1. 何よりも、当センターの高齢者活動を、広く市民に知ってもらえるように、広報活動に一層注力します。

ホームページのブラッシュアップとタイムリーな情報発信、プラザだより、各事業チラシによるPR及び他のシニア活動団体との情報交換等の交流を図りながら、利用促進を図ります。

また、「広報いばらき」に特集記事の掲載についてお願いします。

2. シニア世代にとって、関心が高く有益な「ミニイベント」や「講座」を開催します。
3. 自然災害が増えている中で、指定避難所の対応施設として、日頃から高齢者以外の市民にも当施設を家族ぐるみで知ってもらうことも大切です。例えば「指定避難所見学会」の開催を実施するなど。
4. 施設的环境保全に、貴重な予算を有効に工夫して整備するとともに、ソフト面でぬくもり・思いやりが感じてもらえる施設風土づくりに努めます。
5. 高齢者の介護・生活支援サービスの一環としての高齢者の暮らしの支援事業として、特に、一人暮らし高齢者の生活不安や健康面の悩みなどの「気軽に相談できる窓口的機能」（月 1～2 回定期開設）をシニアプラザに配置をしていただきたく要望します。
6. また、増えていくであろう一人暮らし高齢者に対して、高齢者いきがいワーカーズ支援事業で認定されて活躍している「茨木シニア ICT アソシエーション」団体による、タブレット・スマホを活用し、安心・安全、安否確認、健康管理及び情報の共有や人的交流などを行うことによって、一人暮らし高齢者と“心と体のつながり”をつくっていく仕組みの構築について、茨木ソーシャルデザインラボにおいて検討していきます。

(主な事業内容)

事業名	実施時期	対象者 人数	内容
①ほたるのタベ	6 月 1, 2 日	市民 1,000 人	季節の風物を楽しんで、ほたるの生態を学び、自然環境保護の意識を啓発。センターと高齢者活動の認知度を高め、利用促進につなげる。
②オータムフェア	10 月 20 日	市民 1000 人	年 1 回、利用者及び広く市民にセンターと高齢者活動を見学して楽しんでもらう
③ニューイヤーコンサート	1 月 19 日	高齢者 60 人	新年を迎え、新鮮な気持ちで高齢者の活動団体として活躍の“Green Notes”の新春コンサートを堪能
④キャッシュレス普及啓発講座	10 月と 11 月	高齢者 30 人	次なる茨木 DX 推進の一環、高齢者を対象にスマホ等の操作スキル向上と利用の能力を付与する。
⑤My スマホ講座	5・6・7・9・10 月 11・12・1・2・3 月	シニア層	ICT-A 事業として、初心者を対象にスマホ操作・アプリを学ぶ。受講料要
⑥アクティブシニアフェスタ	1 月	市民 500 人	シニアネット 4 団の活動紹介、シニアマイスターのパネル展示

【4—4】自主事業の実施計画					
a	(1) 自主事業の具体的な内容を記載してください。				
	1	事業名	プラザカフェ	参加費	
		実施時期	随時	実施年度	H28年度
		対象者	シニアプラザ利用者	対象人数	15人
		目的と概要	センター利用者への憩いのひとときを提供し、併せてセンター利用の促進を図ります。 開設日時：火曜日～土曜日（スタッフが揃う場合）13：00～16：00 提供金額：100円/杯（お菓子付き）		
	2	事業名	地域型オレンジカフェ「カフェフラット」	参加費	
		実施時期	1回/月 中条公民館（毎月抽選）	実施年度	R3年度
		対象者	地域在住の高齢者	対象人数	20人
		目的と概要	認知症の方が地域で孤立するのを防ぎ認知症の方を支える地域づくりのためH30年10月から中条公民館で啓発型認知症カフェとして開催。R3年度から市の方針で地域型認知症カフェとして開催継続。R6年度も中条公民館を抽選予約しながら自主財源による活動を展開しています。		
	3	事業名	地域型オレンジカフェ「なかよしくらぶ」	参加費	
		実施時期	2回/月 シニアプラザ大広間	実施年度	R6年度
		対象者	センター利用者	対象人数	25人
		目的と概要	目的は「カフェフラット」と同じ。 R5年度まで啓発型認知症カフェとして2回/月活動し好評を得てきた。R6年度から市の方針で地域型に移行したのを機にシニアプラザで地域型認知症カフェとして2回/月開催しています。		
	4	事業名		参加費	
		実施時期		実施年度	
		対象者		対象人数	
		目的と概要			
	5	事業名		参加費	
		実施時期		実施年度	
		対象者		対象人数	
		目的と概要			
	6	事業名		参加費	
		実施時期		実施年度	
		対象者		対象人数	
目的と概要					

※ 適宜事業番号及び表を追加してください。

※ 指定後に上記の事業を実施する場合は、事前に市の承認が必要です。

5. 収支計画

【5—1】指定管理料の見積もり額	収支計画書で採点します。
【5—2】収支計画	